

県営駐車場使用料の減免に必要な書類

著しく所得の少ない方で、体に障害等がある方は駐車場使用料が減免になります。
障害の程度は裏面を参照してください。

★提出書類

1. 駐車場使用料等減免等承認申請書
2. 車検証・・・写し（入居者名義の車）
※入居者名義の車でない場合は譲渡証明書及び印鑑証明書添付
3. 住民票・・・家族全員 ※ 続柄等の表示があり、記載省略のないもの
4. 障害者手帳・・・写し
5. 収入を証明する書類・・・世帯員全員の証明
 - ・令和6年度（令和5年分）市町村が発行する所得証明書
 - ・収入の無い方は、非課税証明書（注）18歳以上の入居者の方は、全員提出してください。
6. 勤務先証明書・・・給与所得者の方のみ
 - ・令和5年11月1日以降に転職等された方は、給与支払証明書も必要です。
7. 公的給付などを受けている方
非課税の収入等がある方はそれを証する書類
 - 例・児童手当 ・児童扶養手当証書の写し ・障害児童福祉手当証書の写し
 - ・特別障害者手帳証書の写し ・特別児童扶養手当証書の写し
 - ・その他公的給付の証書等の写し
8. その他
 - ・介護保険被保険者証・・・車を所有していなく介護者等に必要な場合

★減免にあたって

- ・減免開始月は必要書類を全て提出した月の翌月からです。
（継続での申請の場合は4月から）
減免の終了期日は、通常年度末までとなっております。
なお、翌年度も引き続き減免を希望される方は、年度末に同様の書類を提出していただく必要があります。年度末に公社へ申請書希望の連絡をしてください。
- ・使用料金の減免額は、
家賃が減額されている方・・・使用料の半額（100円未満は切り上げ）

お問い合わせ先
入居管理課 申告算定班
電話 022-206-4480

駐車場使用料減免の対象となる身体障害の程度・その他特別な理由に該当する方

1. 身体障害者

・視覚障害	1～2級	・じん臓機能障害	1・3級
・平衡機能障害	3・5級	・呼吸器機能障害	1・3級
・下肢障害	1～6級	・ぼうこう機能障害	1・3級
・体幹障害	1～3級	・直腸機能障害	1・3級
・心臓機能障害	1・3級	・免疫機能障害	1～4級
・脳原性運動機能障害	1～4級		

2. 紫外線要保護者

- ・色素性乾皮症の方（所轄警察署より認定を受けていること）

3. 知的障害者

- ・療育手帳のA

（平成13年4月1日）

（関係条例 抜粋）

県営住宅条例 第49条第3項

知事は、第1項の規定にかかわらず、使用者（同居者を含む。以下この項において同じ。）の収入が著しく低く、かつ、使用者が身体障害者である場合その他特別な理由がある場合で、駐車場の使用が必要であると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

県営住宅条例施行規則

第25条（優先的に使用できる場合）

条例第46条第5項に規定する身体障害者である場合その他特別な理由がある場合には、公開による抽選を行う場合において、使用申込者又は同居者が次のいずれかに該当する者である場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 色素性乾皮症の患者
- (3) 療育手帳の交付を受けている者

第31条（使用料の減免又は徴収の猶予の基準等）

条例第49条第3項の規定により、使用料の減免又は徴収の猶予を行う場合の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 使用者（同居者を含む。以下この号において同じ。）の収入が基準額以下であり、かつ、使用者が第25条各号のいずれかに該当する者であるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特別な理由があると認めたとき。

2 前項の基準を満たす場合においては、次の各号に掲げる使用者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、使用料の減免又は徴収の猶予を行う。

- (1) 使用料の支払能力が3月以内に回復すると認められる者・・・徴収の猶予
- (2) 条例第15条第1項の規定により家賃を免除されている者・・・使用料の免除
- (3) その他の者・・・使用料の減額又は免除

3 使用料の徴収の免除又は徴収の猶予を行う期間は、1年を超えない範囲内において、知事が使用者の事情を考慮して定めるものとする。ただし、必要に応じてその期間を延長することができる。

※公社直営駐車場については減免制度がありませんのでご注意ください。